

【評価基準】
○ 実施し効果が得られたもの
△ 実施が一部に留まった又は効果が十分ではなかったもの
× 実施できなかったもの

現一般廃棄物処理基本計画の実施施策						実績	評価 (○, △, ×)	出来なかった理由
項番	基本方針 (第1分類)	施策 (第2分類)	施策内容 (第3分類)	個別施策 (第4分類)	記載事項 (第5分類)			
1	1 3Rのために1TRY～シンプルライフ・ワークでごみをスリムに～	(1) ごみ排出抑制に向けた指導・啓発活動	①家庭系ごみの減量	・啓発事業の推進	ごみ減量広報紙やHPIによる啓発	ごみ減量啓発紙「クルクルクリーンかしわ」を年1回程度発行したほか、広報かしわやツイッターで随時関連事業や制度改正などを含めた啓発を行った	△	放射能処理を優先させ、啓発紙の発行を見送った年度があったため
2				・環境学習の推進	施設見学会・イベント開催	施設見学会については実施団体が固定化傾向にあるが、実施団体からの好評は得ている その他リボン館運営委員会に委託し、各種啓発事業を実施しているが、教育部門との連携及び高校生以上の参加促進を行うことができなかった	△	教育部門と連携した環境学習の促進については小学生をメインターゲットとした取り組みが主なものとなり、市側から市内高等学校へ積極的な連携を図らなかったため
3				・買い物袋持参運動の推進	買い物袋持参運動の推進、イベントの企画実施	広報等で買い物袋持参についての啓発記事を掲載したり、イベントなどの景品としてエコバックの配布を行い持参の推進への機運を高め、一定以上の効果が出ている しかし、市単独の推進及びイベントの企画は行えなかった	△	スーパーマーケットでのレジ袋有料化やエコポイント加算などの取組みを行っていることから、市として積極的な関与はなかったため
4			② 事業系ごみの減量	・推奨制度の拡大	リサイクル協力店、エコ・オフィス推奨制度への取組みを強化	平成27年度に、新たに事業系ごみの減量に積極的な取り組みを行っている企業を推奨する制度を導入している だが、浸透は必ずしも十分ではない	△	制度導入後の周知が不十分で、市内事業者および市民への制度の浸透は十分でないため
5				・事業系ごみ排出マニュアルの作成・運用	事業系ごみ排出マニュアル作成 事業者説明会の開催	事業者の責務及び企業イメージの向上を目的に、一層3Rを進めていくため、事業者向けのごみ減量広報紙(減量ガイドブック)を作成し、多量廃棄物排出者への郵送や商工会議所を通じて配付を行った	○	
6				・多量排出事業所への指導強化	廃棄物減量計画書の提出 多量排出事業所全体としてのごみ排出状況については集計し公表	減量計画書の提出依頼を、市内の多量排出事業所に行ったが、平成25年度以降、提出率が低下を続けている また、事業所の指導については、効果的な指導ができる事業所を選定し、事業所に立入り、10件程度実施した	△	計画書提出については様式が事業所にとって分かりにくい、3Rに関する意識が低いことなどが考えられる 指導がなかなか進まなかったことは指導のためのノウハウが市側に無いことも要因のひとつとなっている
7		(2) リユースの促進		・再利用品の販売・情報提供	粗大ごみの家具や放置自転車を修理し、展示・販売フリーマーケットの開催や、各種リフォーム・修理について情報提供	3R啓発施設のリボン館にて、粗大ごみの家具や放置自転車を修理し、展示・販売を行った フリーマーケットの開催したほか、リボン館不用品交換情報ボードを作成し、リユースを推進した	○	
8				・環境物品への転換	環境負荷の少ない製品に関する情報を発信 リユース食器(飲料用カップなど)の活用促進検討	広報等やリサイクルなどのイベントを通してリユース食器の推進を行った	○	

現一般廃棄物処理基本計画の実施施策						実績	評価 (○, △, ×)	出来なかった理由
項番	基本方針 (第1分類)	施策 (第2分類)	施策内容 (第3分類)	個別施策 (第4分類)	記載事項 (第5分類)			
9		(3) 資源化の検証と促進		・指定ごみ袋による分別徹底・資源化の推進	指定ごみ袋を継続 資源化に適する品目の調査と、排出方法や分別区分の見直しの検討	指定袋の使用は定着した 毎年実施している「ごみ組成調査」の結果、一定の分別水準は維持されている 平成26年11月より市内公共施設17箇所では携帯電話などの小型家電のボックス回収を開始し、レアメタル等の効率的な資源化に繋げている	○	
10				・資源化に対する適正対価の確保	各リサイクル法ルートによる処理を原則としつつ、古紙や金属類等の有価による売却を行うとともに、アルミ等の市場の価格変動があったとしても有価による売却が可能な資源品は、入札方式を採用	古紙類等については市場価格の動向に注目し、適正額で売却を行い、アルミ売却に関しては入札方式を採用し、売却している	○	
11				・容器包装プラスチック類の資源化	容器包装プラスチック類の容器包装リサイクル協会を通じての資源化を継続	容器包装リサイクル協会を通じて資源化し、再生資源の利用に繋がった	○	
12				・剪定枝の資源化	民間の一般廃棄物許可施設での剪定枝の資源化を検討	資源化に関する検討を進めることができなかった	×	放射能問題の発生に伴う問題があり、資源化は困難であったため
13				・紙ごみの資源化	資源化できる紙の可燃ごみへの混入率が高いことから、事業系紙ごみについて排出マニュアルの運用に合わせ、排出事業者と収集運搬事業者との連携を求め、資源化を推進	事業所への指導の際には紙ごみについて重点的に行ったものの、排出事業者と収集運搬事業者との連携を求め、資源化の推進を行うことについては具体的な取組みを行えなかった また、家庭系ごみの組成調査の結果、可燃ごみに資源化できる紙類が多く混入されていることが確認された	△	事業系ごみについては連携推進のための情報や、指導のためのノウハウの欠如などが要因となる 家庭系ごみについては、啓発不足が要因となっている
14				・生ごみの資源化	排出事業者における食品リサイクル法に基づく資源化への取組みを支援、市内学校給食残渣の堆肥化 生ごみ処理容器等の購入費補助を継続	市内学校給食残渣の堆肥化及び活用事業であるドリームフワープロジェクトを市、事業者、大学、市内小中学校協力の下取り組んでいる また、生ごみ処理容器等購入費補助制度を継続し、生ごみの減量を実現している	△	周知不足等が要因となり、近年の生ごみ処理容器等購入費補助制度の利用申請数が伸び悩んでいる
15				・焼却灰の資源化	南部クリーンセンターの焼却灰を灰溶融施設におけるスラグ化・メタル化による資源化を継続 北部クリーンセンターの焼却灰を路盤材やエコセメント等として資源化	南部クリーンセンターでは平成25年6月まで焼却灰を灰溶融してスラグ化していたが、東日本大震災以降は焼却灰に含まれる放射性物質の影響が懸念されたことから資源化できなかった 北部クリーンセンターでは平成22年度まで焼却灰の一部を路盤材やエコセメントとして処分していたが、東日本大震災以降は焼却灰に含まれる放射性物質の影響が懸念されたことから資源化できなかった	×	南部クリーンセンターでは平成25年6月まで焼却灰を灰溶融してスラグ化していたが、放射能の影響が懸念されたことから資源化できなかった それ以降はスラグと同時に排出される溶融飛灰固化物が指定廃棄物となってしまう、これ以上保管することができないため、溶融設備を停止した
							×	北部クリーンセンターでは平成22年度までは焼却灰の一部を路盤材やエコセメントとして再利用していたが、東日本大震災に伴う原発事故以降、焼却灰に放射性物質が含まれるようになったことから、平成23年度より資源化の業者確保ができなくなったため

現一般廃棄物処理基本計画の実施施策						実績	評価 (○, △, ×)	出来なかった理由
項番	基本方針 (第1分類)	施策 (第2分類)	施策内容 (第3分類)	個別施策 (第4分類)	記載事項 (第5分類)			
16	2 協働の推進 ～環境美化のためにみんなで一歩前へ～	(1) 3Rの推進に係る協働	① 地域との連携	・地域組織との連携維持	町会組織を始めとする地域と市との連携を継続的, 良好に維持	希望町会に対しごみ減量説明会を行うとともに, 町会等の資源品の排出量に応じた報償金を支給している	○	
17				・排出指導の継続	違反ごみ出しが多い集積所周辺住民への分別指導, 直接個別訪問指導の継続 転入手続担当部署におけるごみ出しカレンダー配付の調整, 多量に必要な場合の管理会社を通じてのごみ出しカレンダーの配付	違反ごみ出しが多い集積所については利用者からの要望に応じて分別の指導を行った また, 管理システムについては, 地図情報の改善を行い, ごみ集積所管理業務の効率化を図った ごみ出しカレンダーについては, 町会, 管理会社と連絡を取り, 適正枚数の配布に努めた	○	
18			② 市民・事業者との協働	・特定世代向け分別リーフレットの作成等	ごみの分別に関する若者向けの啓発メニューの充実と検討	3R推進啓発紙であるクルクルクリーンかしわを若年層も手を伸ばしやすいようにビジュアルを一新するとともに, 内容も子育て世代などを意識したものとしたが, 高校生や大学生などの若年層をターゲットにした啓発メニューについてはほとんど行うことができなかった	△	特定世代ではなく, 幅広い年代をターゲットに啓発を行ったため
19				・リサイクルプラザリボン館事業	リサイクルプラザリボン館のHP運営や広報紙作成, 不用品交換制度等の新たな業務取り組みへの支援	リボン館で行われる不用品交換などの諸事業の支援や, リボン館広報紙である「リボン館だより」の作成の補助を行い, 柏市公式HPにも掲載し, 多くの市民が閲覧できるようにした	○	
20		(2) 適正処理・安定処理のための協働	① 地域との連携	・ばい捨て防止	環境美化サポーターや路上喫煙指導員と連携し地域の環境美化を推進 ばい捨て防止の推進のため, 路上禁煙に取り組む	柏市環境美化サポーターによる生活圏を中心とした清掃及び活動に対する支援を実施 また, 路上喫煙等防止指導員によるパトロール, 啓発物資等の見直しを行い, 環境美化・路上喫煙等防止の推進に努め, 過料徴収件数は年々減少傾向である	○	
21				・不法投棄対策の推進	不法投棄への対応 市民・事業者・警察・市・県等による連携した監視による緊密な情報交換を図り, 未然防止に取り組む	不法投棄の件数, 量ともに減少 パトロールや広報誌, ウェブ等を用いた啓発活動を行った 平成27年10月に不法投棄防止カメラを移設した	○	
22			② 研究機関との協働	・安全な廃棄物処理	各種研究機関と連携を図り, 廃棄物の安全な最終処分や管理の方法に関する知見を得よう努める	放射性物質を含むごみ焼却灰の最終処分等に関しては, 各種研究機関等の知見を踏まえた検討を進めた	△	福島第一原発事故後に本市のごみ焼却灰に放射性物質が含まれたことに対応するなど, 緊急的に優先させるべき課題が新たに生じたため
23				・高齢化社会における清掃行政	各種研究機関と連携を図り, 粗大ごみの収集を始めとする高齢化が進展した社会における清掃行政に関する課題について検討し, 安定したごみ処理の方法に関する知見を得よう努める	他自治体の事例を調査するとともに課題の解決について福祉部門と情報交換を行ったものの, 各種研究機関との連携は行えなかった	×	他市の事例調査や福祉部門との協議を優先したため

現一般廃棄物処理基本計画の実施施策						実績	評価 (○, △, ×)	出来なかった理由
項番	基本方針 (第1分類)	施策 (第2分類)	施策内容 (第3分類)	個別施策 (第4分類)	記載事項 (第5分類)			
24	3 経費削減 ～使うお金はスリムに～	(1) 維持管理業務	・北部クリーンセンター, 南部クリーンセンター		民間委託による維持管理について安定的な処理体制を継続	南北の両クリーンセンターともに, 民間による長期管理委託に基づき, 安定的な処理体制を継続した	○	
25			・プラスチック圧縮保管施設		適正に施設の維持管理がなされ, 容器包装プラスチック類の容器包装リサイクル協会を通じての資源化ができるように, 安定的な処理体制を継続	委託契約を締結した団体のもと, 圧縮保管施設を安全に管理し, また安定的に資源化する処理体制を継続した	○	
26		(2) 収集運搬業務			ごみ収集を安定的に継続するための, 民間委託の導入について検討 仮に民間委託を導入する場合であっても, すべての業務を一斉に民間委託するのではなく, 部分的な委託から始めるなど, より安定的で確実な収集が行われるよう留意するとともに, 費用対効果の大きい内容となるよう, 調査・検討	民間委託導入について検討を行い, 平成27年10月から家庭系ごみ収集の一部について民間委託を開始した 実施に当たっては費用対効果の大きい内容となるよう, 入札により事業者を選定した	○	
27		(3) 広域処理に関する検討			旧沼南町域に関しては, 市町合併という特別な事情の中で柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合による広域処理が継続され, 柏市全体として, 3つの清掃工場と2つのごみ処理ルールが存在することとなり, 発生ごみ量と焼却可能量との乖離, 市民のごみ処理に関する制度差異や負担費用の不均衡等といった問題が生じ, 今後の課題となっている 柏市全域におけるごみ処理ルールの統一を前提とした上で, より財政的なメリットのある広域処理について, 検討	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合と定期的に1市2制度検討会を開催し, 資源ごみの収集等の具体的な項目について, 統一的な処理が可能となるよう検討を進めた 柏市・我孫子市一般廃棄物広域処理研究会(平成22～25年度)において, 両市での広域化・集約化の必要性等について検討し, 「引き続き両市による広域処理の検討を進めるには厳しい状況にあるため, 清掃施設の整備等の取組みは各市において行い, 廃棄物処理を安定的かつ確実に遂行することが望ましいのではないか」との結論に至った なお, 平成23年度以降, 広域処理の可能性を検討するために近隣市等と検討・協議を進めている	△	ごみ処理施設の維持管理について, 将来的な方向性を定めることに時間を要したため また, 広域処理の検討を具体的に進めるためには, 各市の施設更新時期における実情を踏まえつつ, 多岐にわたる課題解消に向けた検討・調整が必要であるため
28		(4) ごみ処理手数料の改定の検討			平成13年4月以後, 実質的な改定が行われていないため, ごみの収集や焼却といった処理サービス(受益)とその手数料(負担)の適正なあり方を精査し, 手数料の改定を検討	消費税増税分の改定は実施 改定検討の一環として他市の改定状況について調査を行ったが, 受益と負担のあり方の精査は不十分であった	△	放射能問題の発生に伴う事業者負担の増加もあり, 手数料の実質的改定の時期の検討に時間を要したため

現一般廃棄物処理基本計画の実施施策						実績	評価 (○, △, ×)	出来なかった理由
項番	基本方針 (第1分類)	施策 (第2分類)	施策内容 (第3分類)	個別施策 (第4分類)	記載事項 (第5分類)			
29	4 適正処理の推進・安定処理の継続 ～安全・安心なごみ処理のために～	(1) 法令遵守と適切な情報公開			平成20年の中核市移行後、一般廃棄物処理施設の設置許可権限を新たに有したことに伴い、より厳格な運用が求められてる 東日本大震災の発生に伴う放射性物質を含む焼却灰の取扱いについてだけでなく、環境基準の遵守や、ダイオキシン対策等、環境対策についても、柏市は万全を期し、関係情報について、適切に情報公開を実施	各種放射能対策について、これまで通り、適切な情報公開を実施した 環境基準を遵守するのはもちろんのこと、環境対策については、特にダイオキシン類の環境測定結果を各クリーンセンター入口に掲示する他、広報かしわ等で情報公開を実施した	○	
30		(2) 危機管理			焼却灰の最終処分に関しては、飛散・流出防止対策や放射線漏出対策が十分な最終処分方法を選択するとともに、長期にわたって適切に焼却灰が管理されるよう、確認する 焼却施設からの排水や排気の中に放射性物質が含まれることのないよう、適切な維持管理を行い、安定的な処理を継続する 危機管理マニュアルを震災経験を活かし、個別具体的内容となるよう見直しを行う	焼却灰の最終処分については、放射性物質汚染対処特別措置法の処理基準を満たす市外の最終処分場での処分を継続しているとともに、定期的に処分先の現地確認を実施している また、草木枝葉(主に付着する土)から放射性物質が確認されていることから、同特措法等による排水や排気中の放射性セシウムなどの定期的な測定を行うなど、焼却施設の適切な維持管理を行いつつ、安定的な処理を継続している 現在の危機管理マニュアルは、東日本大震災以降に作成している他、地域防災計画を踏まえ、環境部として、震災時初動対応等を整備した	○	
31		(3) 適正な中間処理	・北部クリーンセンター、粗大・不燃ごみ処理施設		平成34年3月の長期責任委託終了時には、稼動から30年が経過する 柏地域で唯一の粗大・不燃ごみ処理施設について委託期間が終了するまでの間、中間処理に支障を来たさぬよう、大切に運用し、施設の将来像について、施設周辺町会の意見を踏まえながら、検討	施設や設備等の健全度評価や3年に1度実施する精密機能検査を実施することにより、概ね良好な状態であることを確認するとともに、施設の将来像を検討するための現状把握や基本的な考え方を中間的に整理した	△	指定廃棄物の仮保管に関する対応等、緊急的に優先すべき課題が新たに生じたため
32			・南部クリーンセンター		平成37年3月までの長期責任委託により適時適切に点検整備が実施され、施設の運転状況は良好に維持 施設の将来像について、北部クリーンセンターの将来像の検討に併せ、施設周辺町会の意見を踏まえながら、検討	3年に1度実施する精密機能検査を実施することにより、概ね良好な状態であることを定期的に確認するとともに、施設の将来像を検討するための現状把握や基本的な考え方を中間的に整理した	△	指定廃棄物の仮保管に関する対応等、緊急的に優先すべき課題が新たに生じたため
33			・柏市リサイクルプラザ		柏市リサイクルプラザは、適切な維持管理を行っており、施設の運転状況は良好に維持 引き続き、最適な処理体制について検討	毎年点検を行うとともに、委託業者による現場確認を随時行い、異変のあった箇所等については対応を行っている 平成28年度には施設を引き続き安定的に使用していくために、精密検査を行い、今後の長寿命化計画に繋げる	○	

現一般廃棄物処理基本計画の実施施策						実績	評価 (○, △, ×)	出来なかった理由
項番	基本方針 (第1分類)	施策 (第2分類)	施策内容 (第3分類)	個別施策 (第4分類)	記載事項 (第5分類)			
34		(4) 安定的な最終処分	・市外最終処分場委託		平成24年度以降、市外最終処分場での最終処分委託を開始 委託先について搬出先の自治体の理解を十分に得た上で、安定処理がなされることを最優先に、費用負担を考慮し選定 埋立物の排出者として、安定的な最終処分がなされていることを定期的に確認	複数の市外民間最終処分場への委託処理を行うことにより、安定処理を継続しているが、費用負担の比較検討を優先した選定には至らない なお、適正かつ安定的な最終処分がなされているか、定期的な現地確認を実施している	△	本市のごみ焼却灰に福島第一原発事故由来の放射性物質が含まれていることが広く公になって以降、受け入れ可能となる民間最終処分場は限られているため
35			・家庭ごみ有料化の検討		最終処分の市外への委託開始に当たり、市外最終処分場も無限に処理余力があるものではないことを十分に認識しつつ、今後も有料化のメリットやデメリットについて、引き続き検討	平成26年度に中核市や一部事務組合に対してアンケート調査を実施し、家庭ごみ有料化の影響について検討した また、平成27年度六市清掃協議会にて、有料化を行った千葉市を含め、近隣市との継続的な情報交換を行った	○	
36			・資源化の推進		南部クリーンセンターの熔融炉の稼働によって、焼却灰の最終処分(埋立て)量が北部クリーンセンターの約10分の1と少なくなったほかメタルやスラグの資源化の推進 最終処分の市外委託開始に併せ、北部クリーンセンターから排出される焼却灰についても資源化を推進	焼却灰に含まれる放射性物質の影響から市内埋立が不可能となり、平成23年7月より市外での処分委託を開始した しかし、放射能問題は依然として継続しているため、資源化の検討は行えなかった	×	東日本大震災に伴う原発事故以降、焼却灰に放射性物質が含まれるようになった このため、焼却灰の処分先の安定確保が最も優先すべき事項となったため